

鳥取県農業気象協議会規約

(設置目的)

第1条 気象の利用による農業技術の合理化、気象災害の防止軽減等農業生産の増大に資するため、農業気象協議会（以下「協議会」という）をおく。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- 1 農業気象情報並びに対策、伝達に関すること。
- 2 農業気象の普及啓発に関すること。
- 3 農作物等生育観測対象作物の選定に関すること。
- 4 農業気象観測並びに農作物等生育観測の資料収集に関すること。
- 5 その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組 織)

第3条 協議会は次にあげる職にあるものを委員として組織する。

鳥取県農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課長

鳥取地方気象台調査官

鳥取大学農学部農業気象に関する研究者

中国四国農政局鳥取支局 統計専門官

鳥取県農業協同組合中央会 農政広報部農政担当部長

全国農業協同組合連合会鳥取県本部 営農・畜産部営農総合課長

鳥取県農業共済組合 事業部長

鳥取県農林水産部生産振興課課長補佐（技術）

鳥取県農業試験場環境研究室長

鳥取県園芸試験場 農業気象担当者

鳥取県農林水産部東部農林事務所鳥取農業改良普及所 農業気象担当者

- 2 会長は、鳥取県農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課長をもってこれにあて、協議会を代表して会務を総括する。
- 3 副会長は、鳥取地方気象台調査官をもってこれにあて、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長がこれを招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、鳥取県農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課におく。

(附 則)

この規約は昭和43年2月21日から施行する。

一部改正 昭和55年4月 1日
" 昭和60年4月 1日
" 平成 4年7月 1日
" 平成 6年7月 1日
" 平成 9年3月24日
" 平成10年4月21日
" 平成14年4月26日
" 平成18年4月 7日
" 平成19年4月11日
" 平成20年4月21日
" 平成24年4月26日
" 平成26年4月 1日
" 平成27年4月30日
" 平成28年4月28日